

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成26年 7月 22日

井原市議会議長
宮地 俊則 様

井原市議会議員 柳井一徳

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成26年7月15日～7月16日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：福岡市博多区博多駅東1丁目1-33 はかた近代ビル1F 研修会名：地方議会議員セミナーin博多
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	7月15日 13:30～17:00 議員の役割・政務活動費についての講義 ①議員の役割②交際費③政務活動費④住民訴訟 7月16日9:30～12:00 ①費用弁償②報酬③寄付の禁止④視察・海外視察
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	市町村アカデミー客員教授・元市川市議会事務局長 大塚康男氏
5. 活動内容	政務活動費の使途や収支報告での領収証保管など、寄付の禁止 行為、視察のあり方などの講習により議員として資質の向上を 図り、市民のための政治活動に心がけるため受講した。 詳細は別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

議員の役割・政務活動費について（7月15日13:30～17:00） 柳井一徳
参加者33名（北海道ほか各地）

① 議員の役割②交際費③政務活動費④住民訴訟の4つの項目に関して受講。
2元代表制の議会で条例、予算、決算での質疑が住民から選ばれた我々議員の役割であり、そのためには積極的に知識の吸収や勉強が大事であり、最高裁の判例等の勉強も大事であると痛感した。また、寄付行為と重なるが議員としては香典、見舞いはOKだが餞別、出陣祝い、当選祝いなど、政党会費、参加費、パーティー券などはダメであり、政務活動費はいま注目されており、調査研究に要する活動のための費用であり、議員の資質向上、レベルアップのために使うものである。また、勉強会でのお茶やお菓子は良いがアルコール、食事はだめ、他市町村の視察、その土産代、旅費、研修費など良く、具体的であった。また、使えないものは香典、弔電、名刺などでガソリン代、電話代などは常識的に1/4や1/9など各自自治体の取り決めに従う。そして政務活動と後援会活動の混同も避けなければならない。
政務活動費の使用目的や不透明な場合など住民訴訟の可能性が有り、議員は4号請求という訴訟が関係し、住民は執行機関を訴え、議員は執行機関からその後訴えられる。
いずれにしてもそのようなことが起こらないよう襟を正し市民のための政治を行うことが大事であると再認識した。

7月16日9:30～12:00
参加者30名（三重県の市議3名が欠席）

① 費用弁償②報酬③寄付の禁止④視察・海外視察の4つの項目の受講。
井原市には費用弁償はないが、この制度は全国的にも減少しているとのこと。
報酬の改正などは条例附則で行い、訴訟などでの差し押さえは議員の場合は生活給と見なさなく4/4の全額を差し押さえられるので前述のように襟を正し不正行為は行わないようにしなければならない。また、当選無効となった場合は遡って活動分のみ支払われ、それ以外は支払われない。そして、寄付は積極的寄付（差し出す場合）、消極的寄付（報酬を受け取らない場合）があり、殆どは議員自身の選挙区内での寄付行為が違反となり、特に選挙前の寄付行為や、高額寄付は行わないようにしなくてはならない。
また、自ら出席の冠婚葬祭は祝いや香典を認められる。
そして視察はその目的がはっきりとしていなくてはならず、当市のように視察後の報告は必須であることはいいことである。
いずれにしてもこの2日間で学んだことは議員としての資質を高め、襟を正し、行政と協力し合い、市民のための政治を行うことを改めて痛感した講習会であった。

平成26年 7月25日

井原市議会議長
宮地 俊 則 様

井原市議会議員 三宅 文 雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間

平成26年 7月15日～ 7月16日

2. 研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
はかた近代ビル1F

3. 研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容

平成26年度 地方議会議員セミナーin博多

4. 研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名

市町村アカデミー客員教授（元千葉県市川市議会事務局長）
大塚 康男 氏

5. 活 動 内 容

I 議会の役割・議員の役割（質疑に必要な知識）

* 地方議会は二元代表制である。

執行機関 → 首長の権限（自治法149条1項～9項に規定している）

議決機関 → 議会の権限（自治法96条1項～5項、8項に規定している）

* 議会の役割 ①執行機関のチェック機能を有している。

②重要な内容の契約について審査、議決する。

* 議員の権限 ①報酬をもらう。

②予算と条例をきめる。 → 一般質問に反映させる。

③間接民主制、代表民主制により住民から選ばれた。

II 交際費

(1) 交際費とは

- * 行政執行のために、対外的な活動および調整交渉として、主として外部に
に向かって使用するもの。

(2) 交際費の判断基準

- * 儀礼的な交渉には使用してもよい。
- * 議員との懇親会に議長交際費は出せない。
- * 副議長を集めて行う会議には、公費は出せない。
- * 議長経験者が亡くなった場合に、議員代表として議長が出席する場合は、
公費は出せる。
- * 国県に施設整備等を要望するとき、いわゆる官官接待に、使用してもよい。

(3) 交際費のトラブル防止策

- * 遊興費については対象外である。
- * 餞別、出陣祝い、就任祝い等は対象外である。
- * 政党参加による、パーティー券の購入も対象外である。

III 政務活動費

(1) 政務活動費とは

- * 平成13年4月から、政務調査費として運用が開始され、平成24年9月
から名称が現在の政務活動費に名称変更された。
- * 議員の調査研究、その他の活動に資する行為が対象となる。
- * 年度ごとに支払われる補助金であるので、余れば返金しなければならない。
- * 委員会派遣の場合は公務災害となるが、政務活動は公務災害とはならない。
- * 任期満了後に行った政務活動は、政務活動費の対象にはならない。

(2) 法的性格

- * 一定の目的をもって制定されている制度である。
- * 公共的な目的に対して支払う補助金である。(自治法232条2項)
- * 議員の資質(レベル)向上のために助成している。

(3) 会派の位置付け

- * 会派に対しても支払われる。

(4) 政務活動費の用途

①資料作成費

- * 印刷、製本費も対象となる。
- * コピー機などはレンタル方式がよい。
- * 作成した資料は5年間保管しておかなければならない。

②資料購入費

- * 政党に所属している者が党の資料を購入するのは対象外であるが、政党に
所属していない者が、党の資料を購入する行為は対象となる。
- * 新聞代は2紙目以上が対象となるときめている自治体が多い。

③会議費

- * 会議に出す飲み物、茶菓子代は対象になる。

④調査研究費

- * 旅費、宿泊費、資料印刷費、日当等
- * 通行料、駐車料金、施設への入館料等
- * 他市町村へ視察に行くときに持参するみやげものは対象となる。

⑤備品購入費

- * パソコン購入費も対象となる。
- * 購入した備品は公費が入っているので、失職したら原則としては返品しな
ければならないが、そのまま使用しているケースが多い。

- ⑥人件費
 - * 議員が行う政務活動を補助するための職員の交通費や賃金等、業務内容が明確なものに限る、秘書的な経費は対象とならない。
- ⑦事務費
 - * ガソリン代、携帯電話使用料は最高9/1まで認めるのが妥当である。
 - * 事務所の家賃、光熱水費等も該当する。
- (5) 支出できない項目
 - ①交際費
 - * 祝金、香典、寸志、餞別、電報、年賀状、名刺代等
 - * 各種親睦団体が行う行事の参加費、懇親会費
 - ②政党活動費
 - * 政党に納める党費、党大会の参加費、旅費及び賛助金
 - * 政党の広報誌、ビラ等の印刷費や発送費等
 - ③選挙活動費
 - * 選挙運動に伴うビラ作成等の諸費用
 - * 後援会の活動に伴う諸経費。
 - ④会議等に伴う飲食代以外の飲食代（議員懇親会）
 - * 弁当などの食事代、酒代、タバコ代
 - ⑤私用の経費
 - * 美術品、装飾品等の購入費
 - * 自家用車の車検代や修理代、車のローン等も対象とならない。
 - * 議員個人の政治活動の資料作成は対象とならない。
 - * スポーツ新聞、娯楽漫画雑誌等は対象とならない。
 - ⑥自治体独自の用途制限を定めることは可能
 - * 自治体独自の条例、施行規則で定めている。
- (6) 政務活動費に基づく国内外の視察
 - * 国外での視察も対象となる。
 - * 政務活動に議会事務局の職員をつけることはできない。
- (7) 政務活動費の収支報告
 - * 4月1日から翌年の3月31日までが対象となる期間である。対象期間内の収支の報告書を、定められた期間内に議長に、提出しなければならない。
 - * 領収書の保管期間は5年間である。
- (8) 用途不明の場合の証明責任
 - * 指摘を受けたなら、自らの責任において、証明しなければならない。
- (9) 政務活動費の額の引き上げにおける留意点
 - * 社会情勢を見ながら、慎重に検討する必要がある。
 - * 条例の改正を必要とする。

IV 住民訴訟

- (1) 議員と訴訟
 - * 住民訴訟の約半分が、政務活動費に関する裁判である。
 - * 議員個人を被告、住民が原告で起こす訴訟である。
- (2) 住民訴訟とは
 - * 平成14年の自治法改正前は代位請求⇒私人
 - * 例・「B議員はA市に損害賠償を支払え」
自治法改正後は義務付け訴訟
 - * 住民訴訟は、始めに地方裁判所から入る。
 - * 最高裁が出しているのが判例、高裁、地裁、簡裁、のいわゆる下級裁判所が出しているのが裁判例である。

- (3) 議員が関係するのは4号請求
4号請求の被告
- ① 当該職員⇒
 - a 支出負担行為・支出命令の権限を本来的に有するもの⇒決済権者⇒長
 - b aから権限を委任された者⇒受任者・専決権者⇒政務調査費でいえば事務局長あるいは庶務課長
 - ② 「相手方」⇒利益を得た者⇒議員が該当

V 費用弁償

- (1) 費用弁償とは
 - * 自治法203条で規定している。近年、削除する自治体がふえてきている。
 - * 職務執行上必要なものについては、条例で定めている。
 - * 食事代を除く日当と交通費等として支給している。
- (2) 費用弁償を支給できる会議等
 - * 平成20年から出せるようになった。
 - * 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会については、会議規則で定めればだせるようになった。
- (3) 支給の内容
 - * 連続で会議を開催するときは、高い方の額に設定する。
 - * 金額については条例で定める。

VI 報酬

- (1) 報酬額の決定
 - * 報酬は勤務に対する反対給付である。
 - * 議員報酬は、月額報酬となっている場合が多い。
 - * 給与改定は、一般職の公務員は12月に人事院勧告があるので、4月にさかのぼって支給される。市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員については、報酬等特別審議会において定めるとなっている。
 - * 当選直後に植物人間になった議員にも報酬を支給しなければならないが、減額の条例を作れば、減額はできる。
- (2) 報酬の放棄
 - * 基本権 → 給料は放棄できない。
 - * 支分権 → 放棄できる。
 - * 公職選挙法上できない。条例改正をして期間を定めてすればできる。
- (3) 報酬の差し押さえ
 - * 一般公務員は民事執行上、給料の1/4は差し押さえができる。3/4は生活給として認められる。
 - * 議員からは手取りを含め、全額差し押さえができる。
 - * 昔の議員は、議員報酬のみという人は少なかったようだが、近年、議員報酬のみで生活している議員も多い。しかし過去に、判例がでていた以上、差し押さえから逃れることはできない。
- (4) 当選無効の議員に対する支払った報酬の処置
 - * 選挙違反で当選無効の判決が出た場合、法的にはさかのぼって適用になるが、報酬については、裁判中も通常の場合は、議員活動をしているケースが多い。事実上の公務員理論である。従って、報酬は労働対価としてもらうことができる。但し、議員活動を停止しているのであれば、返却しなければならない。

VII 寄付の禁止

(1) 寄付とは

- * 贈与行為である → 自分の意志で行う行為。結婚式、告別式、見舞い、お中元、お歳暮、各種行事のお祝い等
- * 議員は全て、寄付の禁止の対象者である。
- * 婚礼、通夜、告別式等に本人が出席するのはかまわないが、代理人に出席させれば寄付となる。
- * 選挙区外への寄付はできる。
- * 議会として、被災地に寄付する場合、当該自治体が処分権限を有しておればかまわない。

(2) 禁止されている寄付

- * 自らの選挙区内に限られる。人、法人、社団法人、宗教法人、自治会、老人会、婦人会等々に対して行う寄付は禁止されている。

(3) 公職選挙法と政治資金規正法

- * 寄付の禁止は公職選挙法に規定されている。
- * 政治資金規正法では、寄付を受けた政治団体等は報告しなければならない。

VIII 視察・海外視察

(1) 視察の態様

- * 委員会派遣でいく場合 → 公務出張である。
- * 根拠のない海外視察はできない。
- * 市町村議会の議員も海外視察にいくことができる。

(2) 視察の問題点

- * 主たる目的を果たしたあとであれば、残りを観光をしても問題はない。
- * 友好親善都市として外国に訪問した際に、他の国の観光地に滞在していた時間の方が長かったという事例があり問題となった。主たる目的は何なのか、よく考えて計画書を作成しなければならない。

(3) 視察の要件

① 視察の目的

- * 視察をおえて宿に入るまでが公務で、夜に宴会をしたり、翌朝朝食も含め、出発する前までは公務をはずれるので、費用は本人負担となる。

② 視察の工程

- * 視察を終えて地元に戻るときでも、昼までは、視察の日程を組むことが、大切である。
- * 委員会派遣で視察に行っているときに、よそへ行ってはいけない。どうしてもいかなければならないと、本人から申し出があれば、公務からはずれてもらうことになる。当然費用も本人の負担となる。
- * 公務の途中で勝手に退席した場合、懲罰事由に該当する。

③ 参加者の選考

- * 委員会ごとに対応している。

④ 費用額の妥当性

- * 自治体ごとにきめている。

⑤ 工程表・報告書の提出

- * 政務活動実施届出書を議会事務局へ提出する際に、工程表も提出する。
- * 視察を終えてから報告書の提出を義務付けしている。

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成26年 7月29日

井原市議会議長
宮地 俊則 様

井原市議会議員 大瀧 文則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成26年7月15日～7月16日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：福岡市博多区博多駅東1丁目1-33 はかた近代ビル1F 研修会名：地方議会議員セミナーin博多
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	7月15日 13:30～17:00 議員の役割・政務活動費についての講義 ①議員の役割②交際費③政務活動費④住民訴訟 7月16日9:30～12:00 ①費用弁償②報酬③寄付の禁止④視察・海外視察
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	市町村アカデミー客員教授・元市川市議会事務局長 大塚康男氏
5. 活動内容	気持ち新たに政務活動のあり方、政務活動費の使途基準、質疑 に必要な知識、禁止行為、政務活動視察のあり方などの講習を うけました。最近の報道により地方議員の政務活動の在り方が 問われる中タイムリーな研修となりました。総括としては、政 務活費についてはより厳しい使途基準を設けることの必要性 を感じました。 詳細は別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1) 議会の役割・議員の役割

(議会の権限の認識があるか?)

○報酬をもらうだけの権限になっていないか?

○二元性の代表者として、執行者への適切なチェックがなされているか?

○一般質問中心の議会になり、本来の予算や条例に力を注ぐべき機能が果たされているか?

○職員は専門的に何年もやっているが、二元性の代表者としての自覚の中で、議員はそれに対峙する勉強(労力・時間)をしているか?

◎現状を顧みながら考えさせられる話でした。

2) 政務活動費について

- ① 政務活動費の性格・使途基準
- ② 支出出来ない項目
- ③ 視察の制限
- ④ 収支報告
- ⑤ 使途不明の場合の説明責任
- ⑥ 政務活動費と住民訴訟

◎などについて詳しく説明を頂き、法的根拠(判例・判決例等)を常に意識し、より適正な運用を図ることの必要性を痛切に感じました。

また、住民からの住民訴訟が起きうることのいかんに関わらず、最高裁判例、高裁判決等を常に注視してより厳しい運用規定・規則を設け、適切な運用を心掛ける事の重要性を改めて感じ、信頼される市議会に向けて、今後の活動に役立てていきたいと思えます。